

## 帯那山高原牧場解体工事 特記仕様書

### I 共通事項

図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、全て国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書・解体工事共通仕様書・同標準詳細図及び同監理指針(ともに最新版)による。

### II 特記仕様

1. 建設副産物の処理については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律台147号）」及び「再生資源の利用に促進に関する法律（平成3年法律第48号）」に基づき適正に処理を行うこと。

2. 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下、「建設リサイクル法」という。）及び「同施行規則」に基づき、適正に再資源化等を行うこと。

3. 解体工事にあたっては、工事現場内で使用材料ごとに分別解体を行うこと。

4. 再生資源利用計画（実施）書及び再生資源利用促進計画（実施）書の提出（請負金額100万円以上の工事）

請負者は国土交通省のホームページから「建設リサイクル報告様式（計画書・実施書）（EXCEL 様式）」の最新バージョンをダウンロードし、作成出力した再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を出し、1部（紙）を施工計画書に添付し監督員に提出するものとする。（以前より使用していたクレダスを使用した様式での提出はH30センサスに対応していないため不可）

工事完了後は速やかに、当初入力した工事データを実績値に修正した再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を出し、1部（紙）を完成書類に添付し、また、電子データを電子媒体（CD、DVD等）により監督員に提出するものとする。

なお、入力した電子データは自社で1年間保管するものとする。  
※入力時の最新版を国土交通省のホームページからダウンロードして入手すること。

URL [http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page\\_03060101credas1top.htm](http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm)

5. 解体建物及び解体工作物等の工事範囲は、地中内にある構造物（地中梁、基礎、配管類等）まで撤去し、埋め戻し及び整地すること。（道路側擁壁を除く）

6. 分別解体の状況、材料ごとの運搬車への積み込み状況、運搬車が中間処理施設へ廃棄物を搬入している状況等は、入念に写真撮影しておくこと。また、中間処理施設から先の処理経路についても適正に処理されているかが確認できる写真・契約書等の資料を監督員の指示により提出すること。

7. 本工は、アスベストの含有について試験は不要である。

8. 現場への搬入路は、破損のないよう留意し、もし破損した場合は速やかに復旧すること。

9. 工事関係者以外の者の現場への侵入防止や適切な場所に交通整理員を配置するなどして解体工事現場内及び周辺道路の安全管理に十分配慮すること。

10. 解体工事で発生が予想される騒音、粉塵、振動等については、事前にその内容を検討して必要な措置を行うこと。なお、苦情等が発生した場合は、速やかに誠意をもって対応すること。

11. 次の工事施工計画書を提出すること。

- 総合施工計画書（総合的な計画をまとめたもの）
- ・工種別施工計画書（工種は監督職員の指示による）

このなかで、使用材料・施工体制（下請け施工者の責任者等）も明らかにすること。

12. 「甲府市暴力団排除条例の施行に伴う公共工事からの暴力団排除」を目的として受注者は、下請負者を用いる場合には、金額・工種の如何にかかわらず、末端の下請負業者まで反映させた、「下請施工体系図」を作成し、遺漏・誤謬が無いよう記載内容を十分確認の上、遅滞なく監督員へ提出するものとする。

また、提出した「下請施工体系図」の内容に変更が生じた場合は、その都度変更するものとし、遅滞なく監督員へ提出するものとする。なお、提出は打合せ簿によるものとする。

13. 工事カルテに関する特記仕様（請負金額500万円以上の工事）

受注者は、工事实績情報サービス（CORINS）入力システム（(財)日本建設情報総合センター）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「登録のための確認お願い」を作成し監督員の確認（機関印または監督員の記名・押印及び電子メールアドレスを記入）を受けたうえ、(財)日本建設情報総合センターに登録申請するとともに、「登録内容確認書」の写しを監督員に提出しなければならない。

提出の期限は、以下のとおりとする。

①受注時登録データの提出期限は、契約締結後10日以内（土・日曜日及び祝日等を除く）とする。

②完成時登録データの提出期限は、業務完成後10日以内とする。

③業務履行中に、受注時登録データの内容のうち、「工期」または「現場代理人」または「監理・主任技術者」に変更があった場合は、変更があった日から10日以内（土・日曜日及び祝日等を除く）に変更データを登録申請しなければならない。工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。

ただし、工事請負代金2,500万円を超えて変更する場合には変更時登録を行うものとする。

④訂正時は、適宜登録機関に登録申請をしなければならない。

14. 工事写真の取扱い

- ・電子媒体により納品すること。
- ・納品時には、正副1部ずつを納品すること。
- ・使用する媒体は、CD-Rとする。ただし、やむを得ない理由がある場合に限り、DVD-Rの使用も可とする。
- ・電子媒体に対して必ずウイルスチェックを行うこと。（ウイルス対策ソフトは特に指定しないが、最新のウイルスも検出できるように最新のデータに更新したものを利用すること。）
- ・電子媒体には以下の情報を明記すること。

- A, 工事名称
- B, 工事場所
- C, 契約番号
- D, 発注者担当部署名称
- E, 請負者名称
- F, 作成年月
- G, 何枚目／総枚数
- H, ウイルスチェックに関する情報
- I, CD-Rフォーマット形式
- J, 電子媒体の内容の原本性を証明するために、直接署名又は捺印を行う。

・電子納品される写真データは、PDF形式、エクセル等で編集したもので、従来の印刷物写真と同様な確認ができるものとする。

・写真データは、工種種別、撮影項目毎に分類し、工事の進捗に合わせて編集し、容易に確認できるファイル名・フォルダ名を付して整理すること。

・工事写真の検査は、電子データで検査することを原則とするが、印刷物または電子データと併用で検査することも可能とし、その範囲は受発注者との協議による。

・検査に使用する機器の準備と操作は、受注者が行うことを原則とする。

・やむを得ない理由により、電子納品できない場合は、受発注者との協議により、従来の印刷物による納品も可とする。

・ここに定めなきことは、受発注者との協議により決定する。

15. 法令に基づく諸手続きは遅滞なく行うこと。

	産業部 農林振興室 林政課	承認	設計	担当	縮尺 Free	工事名称 帯那山高原牧場解体工事	
					設計年月日	図面名称	K-01 No.

# 特記仕様書

## 情報共有システムの利用について

この工事は、工事打合簿における協議について、「情報共有システム」の利用することが可能である。利用については監督員との協議のうえ、「市情報システム利用要領」及び「甲府市情報共有システム機能仕様書」によるものとする。

## 週休2日制適用工事に関する特記仕様

本工事は、週休2日制適用工事として、月単位の週休2日により取り組むことを標準とし、さらに、質の向上を図る完全週休2日（土日）に取り組むことができる。

1. 週休2日制の取組については、施工計画書により提出すること。
2. 取り扱いについては、令和8年5月15日から適用する「週休2日制適用工事実施要綱」による。